

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 平成29年 9月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 平成29年 9月 6日
3. 開会の日 平成29年 9月20日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 8名 蛭子 一 委員・大坂 秀美 委員
谷川 英昭 委員・稲田 直樹 委員
宮本 政文 委員・石川 浩 委員
吉井 繁信 委員・池田 香代子 委員
8. 欠席委員数及び氏名 名
9. 通知した会議の目的たる事項
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 1件
申請人 ~~譲渡人~~（貸人） ~~譲受人~~（借人）
白川 俊宏 白川 雄基
議案第2号 その他
10. 開 会 午前 9時25分
11. 閉 会 午前11時 7分

午前9時25分 開会

○蛭子会長 改めましておはようございます。

先ほどいいでしょうか、先月じゃったか今月じゃったか忘れましたが、アイレックスでの研修会、御苦労さまでございます。長時間にわたる研修です。ああいうのが、あれ毎年やったんかのう。

○事務局 はい。

○宮本委員 毎年あるん。

○蛭子会長 毎年あるんです。本当に研修一本です。昨今、香川県議会でのやつが報告されておりますけれども、そんなんじゃなしにあんな感じのが毎回、毎年ありますんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは早速ですけれども、議案の第1号から始めたいと思ひますので。

ごめんなさい。石川さんと吉井さん、議事録署名人になりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、第1号議案。

○事務局 済いません。それでは、第1号議案でございます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請ということで、農業委員会受け付け、平成29年9月5日、所在地、大字東分字十楽寺、番地、28番6、28番10、28番11、台帳上畑、現況も畑ということで、面積が上から595、341、694ということで、譲り渡し人のほうが宇多津町大字東分字十楽寺231番地1、白川俊宏様、譲り受け人のほうが東京都江東区豊洲1丁目2番39号、白川雄基様でございます。所有権の種類については使用貸借権ということになります。場所については、次のページをあけていただきますと、ちょうど県道飯野宇多津線のほうの場所に、鍋谷のほうへおりてきたところになります。細かい詳細については、その次のページのところで、水色に塗っておる部分になるかと思ひます。内容としましては、一応太陽光を設置するということになります。それと、これに関しては香川用水等々の部分は介入はありませんので、あとは水利の判をいただくと。ただ、水利もないので、これは自治会の判をいただいております。それから、あとは隣接同意でございますけれども、司法書士のほうからいろいろお話がありまして、隣が藤原トシオさんの部分については相続ができておりませんで、3兄弟になるんですけども、何遍かお話には行ったのですが、これは三男が住んどるところやから三男に判もろうてくれということで、今度三男のそこへ行けば長男のところに判をもらってくれということ

で、なすり合いではないんですけど両方とも、ここにも次男もおるんですけども話がつかないと。基本的には県のほうに関しては隣接同意は必要ないという部分で、うちとしてはもう受けるしかないので、皆さんに御審議をいただかないかんですけど、一応理由書についてもお渡ししてこれを、こういう理由でとれないということで文書が出てきよりますので、そこら辺も審議の内容として御確認をいただけたらというふうに思っております。今、回しておりますので。

○谷川委員 そしたら、会長、読み上げてくれたらええわ。もう回さんで。

○蛭子会長 ほんならもう、全部読んだら時間かかるけど。

○谷川委員 肝心なとこだけで。

○蛭子会長 当該農地隣接した藤原氏の農地、番地はもう省きます、あることを確認し、宇多津町農業委員会に必要書類の確認を行った。まず、藤原氏の農地は藤原トシオ氏名義であるが、当人は既に死亡しており、相続登記が行われていないため、法定相続人の同意が必要であることを宇多津町農業委員会から教えていただいたと。法定相続人を確認するため藤原氏の農地に赴き、同農地内に居住している法定相続人の一人に話を伺ったところ、自分は三男である、次男は隣に住んでおる、長男は少し離れているが町内に住んでおるとの説明を受けました。太陽光発電事業を隣地で行う計画がある旨、並びに同意が必要な旨を伝えると、自分は三男なので長男に説明してほしい、長男が同意すれば自分も同意すると言われる。改めて長男宅へ説明に伺うと、実際居住しているのは三男なので、まず三男に同意をもらうのが筋だろう、太陽光パネルの反射や災害でパネルが家に接触したときの補償等の説明をし、三男が納得すれば私も同意するとのこと。再度施工業者に連絡し、反射のない角度、補償等の説明を行うため三男に連絡をするが、長男の同意がなければ同意しない、説明は長男にしてくれと言われる。堂々めぐりになるため、同意書に書いて各セクションにて申請書作成を進めることになった。行政書士、モリケンイチと、こうになっております。ここで、金井さんもおっしゃってございましたけども、三男じゃ、次男じゃと振り回されて、判こを今んところいただけないということで、県のほうはもうこれは同意要らないという話だそうです。

○事務局 それともう一つは、つづきますと大分前になるんでしょうけど、この農地に関しては違法農地転用をされてる部分なので、今度そっちになってしまうので、うちとしても対応をどうするか。もう家を建てておるんですけども、農地転用はかかってない分なので。

○宮本委員 なるほどな。そういう意味か。

○事務局 もう何年も前の話だろうとは思いますが、それをつつき出すと、そこも農地に返せとかという話になりかねないので、うちも知らんふりというたら悪いんですけども。本当はそこが宅地になっておればあれなんですけど、もう農地としては機能してないので、それで今回の農地転用の部分に関しての隣接同意はもういいですわというしかないで、そういう判断をさせていただいたというのが実情でございます。

○蛭子会長 ほんで、これを白川俊宏さんと雄基さんが親子とか。

○事務局 そこまでは調べてはない。多分親子だとは思いますが。

○蛭子会長 東京都と宇多津町やけど、名字が一緒やけ、そんな感じかな。

○事務局 多分、息子さんやと思います。今東京のほうで多分お仕事をされて、実質は俊宏さんが見るんやろうけど、相続とかいろいろ考えながら、息子にして太陽光という話だと思います。

○谷川委員 別に隣地をさいなんで問題がないんやったら受けとく。

○事務局 はい。

○蛭子会長 御意見、ほかに谷川さん以外で御発言ございませんか。

○事務局 地区的に言うたら鍋谷になるので、吉井さんがあれば。

○蛭子会長 水利のほうもないというな説明がありましたんで。

○吉井委員 水路は自治会、これ。

○蛭子会長 自治会の判はもろうとる。

○事務局 はい。

○蛭子会長 ということで。

○谷川委員 水利、これはもう畑やろ。

○蛭子会長 畑や。

○谷川委員 畑やくては・・・。

○蛭子会長 池がかりやったんかな、昔は、そこは。

○谷川委員 うん、そこは。畑。

○事務局 これは、池がかりもないんです。

○蛭子会長 池もないん。

○事務局 一番近いのは定池なんですけど、定池はこれよりまだ低い位置にあるんで、ここに水が一方ではない。

○蛭子会長 ほんなら、もう全然関係ない。

○事務局 ただ、この横に際の当たるところに町道関係があるぐらいなんで、一応それで自治会長に判をいただいています。

○宮本委員 結構です。

○蛭子会長 ほしたら、議案どおり処理するというところで構いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、第1号議案につきましたらそういうことで。

それから、第2号議案その他、こちらのほうをまた。

○事務局 事務局のほうはございません。

○蛭子会長 ありませんか。

○事務局 それと、これはあくまで提案ではないんですけども、今から審議をいただかないかん、10月、11月までには返事をいただかないかんのですけども。

毎年2年に1回研修ということで、28年に研修をしております。今度30年度という形になるので、そこら辺での予算組みの関係もございまして、新しくなられた皆様でございまして、研修を実施するのもしないのか。それによって、私のほうもまた予算取りの関係がございまして、11月ぐらいまでに研修したほうがええんではないかとか、そういう議論をしていただいて、それで結論をいただければ。大体1泊2日を予定になるかと思えます、今までのあれからいうたら。それで、宇多津町と同規模ぐらいか、ちょっと大きいぐらいなところの担い手を育成しよるところとか、逆に言えば今回農業委員会もかわっておりますので、そこら辺の農業委員会の運営の仕方とか、そういう部分で研修をしたりということにさせていただいておりますので、そこら辺だけはまた今後お願いしたいというふうに思っております。予算組みしてないといけませんし、もうそれも前のときからお話は出とって、研修どうするんやと、もう一遍新しいのになったら皆さんと話し合いをするべきではないかという前任の農業委員会の中でも何回かお話が出ておりましたのでここで、もう9月ですんで11月になるのでお話をうかがっていただけたらということで、お話ししました。

以上でございます。

○蛭子会長 ということなんですが、これは宿題にせんでもここでもう結論出したらええんでないんかと思うんですけども、私は基本的には研修は必要やというような思いがあるんです。ここで研修に行ったことがあるのは、私と谷川さんと吉井さん、稲田さんもある

ん、あったけど欠席しとったという話か。いかがでしょうか、研修旅行について。ずっと2年に1回、1泊2日でやってきとんです。行き先は違います、研修の名目も違うんですけども、それはそれで次の研修どうするか。これは、研修も含めて夜には親睦会も若干ですけども行いますんで。

○宮本委員 これは、何か法令上の位置づけがあるんですか。しなければならぬとか。

○事務局 いや、ないです。それはないです。前は何で出とんか、私も全部が全部把握してないんですけど。

○宮本委員 少なくとも周辺でそういうことをやられて、農業委員の資質を高めるというようなことが必要だろうと思うから、それはやっておかれるほうがいいんじゃないですかね。

○事務局 一応、そういう形ですね。

○蛭子会長 よその委員会の話も聞いてみないかんし。

○事務局 今、農業委員会として急務になってきとるのが、遊休農地関係をどのように解消していくかということで、皆さん取り組まれておる。宇多津町も例外でなく相当の面積が遊休農地になっている部分が多く含まれてきておるというのが事実でございますので、本年度、30年度に関しては、そういうふうな遊休農地の解消をどのようにしてるかというんもテーマの一つとして挙げて研修をされてもいいのかなというふうには思っておるんですけども。皆さんには宇多津町の遊休農地の解消に関しても御努力をいただかないかん部分でございますので、ほかのところはどういうふうに遊休農地を解消していくかとか、あとは宇多津町に関しては実質担い手がいないと。今回若い子が2人ぐらい新しく農業を始められたということではあるんですけども、それにしても昔の話ですけども、宇多津町に農振地域がないために受けられる補助っていうのが一切ないというのが実情の中で、宇多津町を選んでいただけたと、そこで農業をしたいというようなことでございますので、できる範囲お力添えをしていきたいなという部分の研修でもいいし。

香川県で、前は1年間で30人とか40人ぐらいだったのが、この新しい制度になってから百何十人という新規就農者、今相当ふえてきている。今県内で言いますと、人・農地プランというのがあるんですけども、その新しい子に農地を貸すということでやっておりますけども、宇多津町に関しては今農振地域がないためにそれはつくっていない状態もあるしっていう、いろいろな部分が弊害になってきておるのが実情でございます。その中で今からの農業をどういうふう守っていくかということもテーマの一つにもなるうかと

思いますので、皆さんにいろいろな議論をいただいて、よりよい宇多津町でも農業をしても利益を上げられるような農業経営の仕方等々をやっていききたいなというふうに研修で学んで、それを聞きにこられたら、宇多津だったらこういうことをしていったら農業経営できるぞというようなこととお話をいただけたらということで。知識がないとそういうこともできませんので、そういう意味も含めて、先ほどの研修と一緒にいろいろ私どものほうも考えながら選定もしていくし、農業の発展っていう部分で皆さんのお力をいただきながらやりたいというのが実情でございますので、よろしく願いいたします。

○蛭子会長 それでは、研修については一応するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 行き先とか、まずは何をメインに研修するとかというのは、また皆さんで検討して、来年の話ですから、30年の話。

○事務局 基本的には、今までの事例からいいますと、多分11月後半から31年3月の間で皆さんの日程をあわせてっていうのが今までの部分です。当初というたら、稲植えるんで苗つくったり水代かきしたりっていう部分がございますので、大半が稲作がメインになつとるんで、そういうのを外してということで今までやってきてるのが実情でございます。

○蛭子会長 多分寒い時期、冬場になろうかと思うんです。ほんで、3月までに予算有効なんですけども、大抵3月というたら役場のほうも忙しいんで、2月前に大体行くというような状況、寒い時期に行くというような多分なろうかと思う。具体的にはその先の話ですけど、またその時期が来ましたらまずお話を皆さんと一緒に検討して詰めていきたいというふうに思います。

以上です。

それから、その他でまだあるんですけども、これから種まきするんですが、レンゲの種です。先般、町長ともお話をしたんですけども、昨年も農業委員会の中でもお話ししたんですけども、農業委員会の中で昨年は町長が直接出てきて、もうしたらええでないか、やったらええんでない、補助金出したらええんでないかというような話で。中身については、田んぼを草生やしとるよりもレンゲの花を咲かせて、景観作物ということで皆さんに見てもらえるというようなことで、そして補助金を宇多津町のほうから、去年の場合半額補助したと。ことしも同じようにやったらええんでないかというようなお話がありましたんで、公募をするか何かで知らすか何か、どないに。

○事務局 それで、私のほうもまだ町長からも指示が出てないので、確認をした上であれば広報なりに載せて、去年は時間がなかったものですから広報には載せてないんで、対象者は4名ぐらいじゃったんですかね。

○蛭子会長 たくさんはおらんです。

○事務局 だから、本年度案も早目な、ここで今会長のほうから言われたように、町長とはもう話しとるということですので、確認だけ私のほうでさせていただいたら、10月なりの広報、原稿が間に合うのかどうかというのものもあるんですけど、間に合わんかもわからんですけれど、早目な何らかの周知っていうんをして、今レンゲは11月ぐらいですか。

○蛭子会長 稲刈った後。早い人は稲刈る前や。

○事務局 農協のあれがいつごろですか。

○蛭子会長 今募集しとんかな、10月いっぱいぐらい。回覧板持ってきとったけど忘れた。

○谷川委員 いや、まだもうとらんやろ。

○蛭子会長 いや、もうてきた。種のあれはもうてきた。ほやけど、もう締め切ったかどうかは知らんけど、言うたら農協はくれる。

○事務局 何らかの方法で早急に周知するように考えさせていただけたらと思います。

○蛭子会長 そしたら、景観作物というよりもレンゲの種子の関係ですけども、それ済んで。

続いて、先月に皆さんにお渡ししとりました宇多津町農事集積事業。これともう一つ、要望書、これ出しとったんですけど、きょう忘れておりませんか。

○蛭子会長 コピー出るか、忘れとる。

ほんなら3人かな。4人。これもうずっと持つってください。ずっと、毎月。これ長時間かかるところだから。

○吉井委員 おいとつたら。

○蛭子会長 吉井さん、さっきの分は決済金もうないんやな、ほんなら。

○吉井委員 ない。

○蛭子会長 どこっちゃに何にも変わらん。

○谷川委員 畑やけ。

○蛭子会長 ほんだけ、もう決済金も何もない。

○宮本委員 でも、津ノ郷地区は、例えば太陽光ソーラーやったときは、畑であろうが田んぼであろうが、雑種地としての認定になると思うんですけど、あの文章では太陽光ってのはわからなかったんで、そうかなと思って聞いた。畑、畑という、それが認められるのであれば、今後例えば雑種地、つまり税金面も違うし、その用途が変わってきますんですけど、どう考えたらええんですかね。

○谷川委員 うちは、畑でも決済金はもらいよるん。

○宮本委員 畑、畑ですか。

○谷川委員 そのかわり土地改良へは持っていかんぞ、仁池は土地改良は関係ないけん。ほやけど、畑やろ。ほんな、水は水路を流れるけん。ほんじゃけん、平米でいうて150円やけど、半分の75円は村に、ほいでうちが水利で話ししてあげよる。今、鍋谷地区は今の自治会長さんの判で出てきとるんじゃろ。うちは全部水利で判してあげて許可出しとるん。ただし、75円の決済金はもらう。

○宮本委員 それは、もらいよるんですけど、決済金でもらいよるんですけど、私は今回初めて農業委員になって、過去の事例よく知らないんですけど、今の話が出たんで確認。町としてはどうなんでしょうか、そのあたりの認定の仕方。津の郷あたりは雑種地ですと。ある地区は畑であると。1つは税金面の問題、もう一つは水利権の問題というのはそうじゃないですか。私なりに考えたら。それを町が1番目に言った畑として認定して、であれば農地だから税金的には非常に安くなるよ、雑種地はもっと高いと思うんですけど、そのあたりは町はどういう認識を持つんか、認定をすんかというのはわからないところで。

○蛭子会長 地目変更をせないかんということやな。

○宮本委員 そうです。

○吉井委員 もともとは、そこは山やったんで削って今なとるよ。雑種地になとるかどうかわらんけど。

○宮本委員 いやいや、そうじゃなくて、地目は畑でいいんですよ、登記簿上。でも、今回太陽光に変わったら、税金が安いのは雑種地ですから、宅地ではなくて、雑種地として認定すべきじゃないんですかというのが私の疑問点なんですよ。

○蛭子会長 農地から雑種地に転換するということは、農地を潰すということは、普通は私たちの水利権の感覚からいったらもらうんですよ。

○宮本委員 そうですよね。

○蛭子会長 だから、もろうとるんです。

○宮本委員 いや、金はいいんですよ、その地区、地区では。私、町としてのどういうふうにしたんですかというのを聞きたいですねということで、今申し上げました。

○谷川委員 うちは、太陽光をつける場合は、全部5条申請のあれで宅地にしてもらいよる。

○宮本委員 でしょ。

○宮本委員 だから、うちは雑種地。それは知りませんが、うちの場合家屋で雑種地にとるか、とにかく私も変な話になるんですけど、昔津の郷には宇多津土地改良区というのがあったんです。それから、私も会計事務をやったんですけど、忘れちゃったけど何年かに県の指導をもって解散したんです。その後、津の郷地区で皆さん集まっていたいで、土地改良区はそれなりの権限がありますので権限ありますよと。それに対してダム開発とかいろんな問題ができれば、その土地改良区にかわる津ノ郷の宇多津町の土地改良委員会という委員会をつくって、その目的としては今言うたダム開発とかいろんな問題があったときに審議しましょうと。というのが、水利さんがうちんところは毎年かわるんです、水利総代というのが。このごろ代がかわって若い人も出だしたんで、過去の慣例とかかわらないことがあります。例えば、今言いました転用の話が出たときは、水利さんがその土地改良委員会で連絡してもらって、会長以下、各区の1人ずつ、計13名ぐらいおるんですけど、その人が集まれば、その地方、地区で慣行とかいろんな水利権のことをよく知ってもらえる方が、年寄りの人が出てきてもらって審議してもらおう。プラス農業委員会の委員にも出てきてもらおう。そういったやり方でやっています。大体今まで出てきたのが、私今引き継いで土地改良委員会の会計をやっとるんですが、ここでは雑種地という形で家屋調査士さんが申請書をつくっておるのをよく見かけるんで、どうなのかなと思ったのがちょっと。今回のこれは別の話ですけど、事業変更してもらってたんでどうなんでしょうかね。今ソーラーの話が出たじゃないですか、今月の委員会の第1号議案で。畑で畑で、太陽光ですよ。今話しとったんですけど、津の郷は農地、雑種地が多いんですけど、これは町としては畑、畑でも税金の関係とか登記簿上とか、何かあるんですかね。

○事務局 登記簿上です。

○宮本委員 じゃあそれは、畑で認定されるんですか。あるいは、私の認識では雑種地…。

○事務局 雑種地というのは、基本的にもう農転なりがかかって変わってる部分ですの

で、もう農業委員会としては手の出せない部分。もううちの手からは離れている部分で、登記されとる雑種地に関しては……。

○宮本委員 じゃなくて、農地を太陽光に変えるのつくりますよ。そのときに、農転にかけるために雑種地として農転にかけるということはあるんですか。

○事務局 あります。

○宮本委員 あるね。

○事務局 基本的に、田んぼを太陽光にするということは、そこで登記簿を変えてしまう。

○宮本委員 地目を変えるんでしょ。

○事務局 地目を変えないかと。

○宮本委員 そうですね。そしたら出てきますんやということで、農業委員会へ出るんでしょ。

○事務局 いや、うちの許可がおりて、初めてうちが完了したと言うて、写真なりの完了届なりが出てくるんです。それにうちが確認しまして判を……。

○宮本委員 農業委員会は出んのですか。

○事務局 5条なり4条で出てきて、太陽光で出てくるけど、その時点はまだ登記簿上は田のままです。田、田のままです。

○宮本委員 当然それでいいんです。

○事務局 ほんで、うちが農転を完了しましたという許可しました、そこで太陽光をしました、ほんならうちに完了証明なり完了届っていうのが出てくるので、完了証明願いっていうのにうちが判を押せば、それを持って法務局へ行って雑種地ということで変えていくということですね。

○宮本委員 わかった。流れはそうですね。

ということは、今回これは畑から畑ですね。承認されたら、県が承認したよ、太陽光つけたよ、それで雑種地として。

○事務局 そうです。

○宮本委員 それは、町としては推奨するんじゃなくてやらなかったらどうなるんですか。例えば畑のままほっとくというのは、これは……。

○事務局 登記簿上、畑でほっとくんはオーケーですけど、うちは許可を出しているの、今度何かで20年後のときにまたという話になります。

○宮本委員 何をこだわっとるかという、当然町としては登記簿上の地目が現状と違うこと。もう一つは、税金上の問題が出てくると思うんですけど。

○事務局 税金上は現況主義。

○宮本委員 それでとれるんですね。

○事務局 はい。

○宮本委員 税制にのっとるわけ。

○事務局 はい。

○宮本委員 だから、現況と登記簿との差が出てくるよということだね。

○蛭子会長 税金も変わるよね。

○事務局 税金は変わりますし、ある程度うちのずっと許可した分に関しては名簿が全部残っておりますので、番地がどこのもんやという話で、今度えらい目するのは変えなんだ方。でも、実質……。

○宮本委員 農業委員会へ出てきた時点は、田、田、実際は太陽光、もしくは田でも畑でもいいんですが、その時点は田なり、畑で出てくるわけでしょ。

○事務局 そうです。

○宮本委員 わかりました。

○事務局 基本的には……。

○宮本委員 ということは、次は税法上はそうなるということ。地元に対しては、この方たち、たまたま水利権がないから、田、田、畑、畑で、各地域の水利さんの判をもらうときには、地目変更、いわゆる決済金としていただくよ。その場合は、もう田から外れて水利権がなくなるよという理解ですよ。

○谷川委員 そうそう。

○宮本委員 わかりました。

○谷川委員 だから、もう田んぼはなしになるということで、決済金を田んぼの場合100平米150円で計算でもろて、水利が判して、その田んぼはそんで終わりということになる。

○事務局 それと、今言われようた分は、実質旧町内にもようけあります、そこら辺にも。

○事務局 登記簿上は田です。だけど、うちは名簿が残ってるので、5条なりの申請で宅地になってますよっていう部分で問い合わせがあって、今度売るわというたときに、これ

どうしたらいいんですかというお話。もう古かったら、逆に言うたら変えないかんのやけど、また農転出さないかんのかなという話で、そのまま法務局へ出してくださいと。法務局のほうからうちに来るけ、平成何年なり昭和何年の何月何日で許可出てますよというて初めて変えてくれる話になるということになります。

○蛭子会長 それでは、こっちのほうの3枚つづり。

先月の農業委員会の中で一応ずっと町内の田んぼを車ではありますけどもパトロールといいましょうか、見ていただきました。かなり耕作をされておるんですけども、耕作放棄地の中でもちゃんと管理されとる田んぼと、それから草が生えておる田んぼと木が生えておるような田んぼと、3種類に分別されるんだと思いますけれども、そういうことで宇多津町の農業委員会としても、耕作放棄地の解消というのが、冒頭に金井さんのほうもおっしゃいましたけど、大きな目標になります。そういうことで、いかに耕作放棄地を解消していくかというようなことで、2年ぐらいかかっただけでつくり上げたんです、前回の農業委員のメンバーで。今回大幅に変わりました。前回、農業委員のメンバーでつくり上げて出しておりましたんで提出しておりましたけれども、これが日が当たっていないんです、今のところは。どこが今後これをどうしていくのかという話です。

耕作放棄地に対して、これは国の農地中間管理機構も県もそうなんで、国、県、市町村ということになるんですが、宇多津町は除くと、市町村の中でも宇多津町と直島町は香川県の中でも除かれておるんですけど、そういう誰の農振法に入っていないから適用されないという話なんです。町長との話し合いの中では、宇多津町そしたら独自でやっていきませんかということでここまでできてきたんですが、日の目を見てない。このまま置いとったら、そのままねんねしとるような状況になっておるんです。これをねんねさせとったらいかんで、生かしていきたいという思いが私にはあります。メンバーもかわりましたんで、新たにもう一遍ここで投入していただいて、町に提出していきたいなという思いです。

皆さんに先月お渡ししたんですけども、読んでいただいとるというようには思いますが、何か御質問がございましたら、質問でも意見でも構いません。もう一遍練り上げたいと思いますんで、いかがでしょうか。

どうぞ。

○大坂委員 この目的の第2条の2行目、解消防止、解消というてここ文言、ここどうか。

○宮本委員 これ文章がちょっとおかしい。解消防止、解消を促進するための解消防止、解消というの、この文章がちょっと……。

○蛭子会長 解消を1つ消すということですか。

○宮本委員 ダブリがあるから、入力ミスかどうかわからないんだけど。ここは頭からくるんでしょ。生産コストの削減、及び耕作放棄地の発生防止。発生を防止するし、耕作放棄地を解消するという。だから、解消防止をのけて解消でいいんじゃないかと思うんですけど。上の文章は発生を防止するんよ。次の文章は発生しとることを解消するよと、こういう文面になるのかなと思うんですけど。

○事務局 基本的には、そこに関しては今からなるであろうという高齢化の話があるので、それを遊休農地にしないようにっていうのが1点目。2点目は、今遊休農地になっている部分をどのように解消するかということで、2段書きにたしかしていると思います。

○宮本委員 だから、上が発生を防止すると、とめるよと、なる前に。次には2行目は、なってるやつを解消しましょうという文章。解消防止、解消というのは、文章的におかしいねっていうのが今、ださせていただいたんですけど、どういう文章にしたらいいんでしょうかね。

○吉井委員 解消防止をのけたらええんちゃう。

○宮本委員 これは個人的な意見なんですけど、2行目に解消防止をのけて、耕作放棄地解消を促進するためという文章になれば、すっきり落ちつくかなと思うんですけど。

○蛭子会長 そういうことや。

○事務局 上の発生防止。

○宮本委員 耕作放棄地の発生防止はこれでいいわけです。次の文章に、耕作放棄地を解消を促進するという、だからそう入れれば2つははっきり明確に……。

○事務局 ここにもう一遍、耕作放棄地っていう言葉ですね。

○宮本委員 そのときに、解消防止を消して。

○大坂委員 今からなるやつを防ぐとともに、今なっているやつを解消するという意味合いやから、そこを足したほうがええんでないかい。

○宮本委員 もう既に耕作放棄地になってるやつを解消を促進すると。

○事務局 ほんな、それはまた。ここを解消防止をのけて、耕作放棄地の解消を促進する。2つ書きです。ある程度、この文つくるに当たって内容的な部分の当初のお話を知っておるのが、今言われたように、蛭子さん、谷川さん、それから吉井さんでありまして、

あらかたのお話としては、もともとは宇多津町、昭和四十何年、そのときにいろいろな関係があって農振地域の議論があって、宇多津町は農振地域には入らないという部分で今まで来た。平成26年に、県のほうで農地中間管理機構っていう機構が法律上できましたよ。それは、今言われたように、耕作放棄地なりの新たな農業者の担い手をつくるために、貸し手借り手っていう形で募集をかけて、もう農業をしない人には農地中間管理機構が職員を雇って農地を見て借りれる農地っていう分で登録をします。今度は、今言われよったように、ここ二、三年で相当ふえてるっていうのは、そこを通じて農地を借りると。ほいで、生産コストっていう部分でいきますと、今宇多津町が平均1反から2反でございます。当初、国の農地中間管理機構に関しては、今軽易な基盤整備っていうのもことしかからできるようになりました。いうことは、畦畔をのけて、田んぼ大きくして、機械を大きくして、コストを下げ生産するという部分と。ほかの市域については、ある程度地籍調査なりが終わってきておるのが、畦畔のけようがその位置っていうのは確認できると。まだ宇多津町に関しては、今こっちをやっておりますので、まだ農地まで行ってないというのが実情。

それからもう一つは、これは上にも書いてますけど、集約っていう部分ですから、ここにAさんが借りてますよ、ここがBさん借りてますよ、だけどBさんは家も近くで倉庫も近くですよといった場合には、農地中間管理機構は、AさんはBさんにくっつくと、AさんはAさんのほうの領域の中であるところ、こっちに逆に言うたらBさんが持ったらBさんの分をAさんにくっつけるというような作業をしながら、効率を上げているのが実情でございます。そういうふうにしなごうやるためにということで、国は貸し手の、出し手のほうに1反当たり2万円、借りてもらう人には2万円ということで県の補助と、それはあくまで農振地域のみということで今動いておるのが実情でございます。そんな中、宇多津町としてはどうにか農業委員会で話をしてそういう部分の取り組みができないかというようなお話を、これをつくってきておるのが実情でございます。

ただ、私も何遍も言っておりますけども、同じ坂出市なら坂出市の中で、農振地域はここだけですよと、だけどこちらは農振地域でないところですよ。ここに補助を出しとるかというたら出してないので、うちが見本になってしまうので、これはほんまに気をつけてやらないと、宇多津だったら農振でないのに金出しよるがという部分が全部響いたらというんもあって、そこら辺を慎重に取り扱わないかんという部分で、町長とも協議何遍もしとると。うちでも一時指示があつていろいろ考えてきておったところではございます。

ほんで、今こういう分でなくて、この前に善通寺に公社というんがあつて、そこは農振地域でないところはその公社が借りて、草刈りしたりあんなんしながら維持して貸し手を探して出しよるといふような部分。綾川町はまだ聞きにはいけてないんですけども、そこも公社みたいなんをつくってそういう部分をやっている、抱えるところがあつて。僕は、そういうほうが逆に言うたらあれかなとも思うし、その中にこれを盛り込むべきかなという部分で今勉強はさせていただいておるんで、そこら辺も議論の中で、それとさっきも言うたように、ここにAさんが持つとって、こっちがBさんが持つとるといふ部分で、くっつけていかないかん部分、どういうエリアを誰が手を上げてくれるのか、このエリアをこの人に任すけんというんで、それで行くと人・農地プランとかもできてくるんです。けれども、今の状況では、Aさんが持つとってBさんが、横ではAさん、Bさんが持つとるとか、ここにCさん持つとるとかという話で、全体が話がまとまらないんで集約ができないと。ただ単に、言葉悪いんかもわからんのですけれども、遊休農地の解消のみっていう部分、使わないかんからっていう部分になってしまうので、そこら辺だけある程度議論をいただいた中で、そういう集積しながら農地解放してコストを下げることによって収益を、単価っていうんが上がってくるというんも考慮した上で話し合いをしていただけたらと思います。

すぐに多分結論は相当難しいんで、えらいんですけども、これも僕何遍も農業委員会でもお話ししてる部分なんで、そこら辺を熟知しながら、今蛭子さんが言われたこれも途中でございます。これは、農業委員会の皆さん、逆に言うたら事務局は外れておりますので、農業委員会の皆さんのほうで考えられた部分でございますので、その実に僕らの分をプラスしてよりよいものをつくっていくのが、皆さん今後、さっきも一番最初に言うたように、青年農業者とかそういうんを宇多津町で育てるといふふうにもつながってくるので、十分議論をいただけたらというふうに思っておりますんで、よろしく願いいたします。

○蛭子会長 今、金井さんおっしゃったんは、否定するものではございません。賛成するんですけども、そこまで一気になかなか進まないという話ですね。その前段として、耕作放棄地を集中させたり、交換分合させたり、畦畔のあぜをのけてしもうたり、それは一番理想的な問題で、そこまで一気に宇多津町の中では進まない。特に、今既にかなり香川県でもできてきたのは、法人組織です。農業経営団体、団体組織なり法人組織があつて、それとそれとの話し合いでそんなんが進んでいくんで、宇多津町の個人農業をやっ

とる中ではなかなかそれは絵に描いた餅的で、なかなか進むものではないと思います。ほやき、組織の法人化、それから稲田さん言うたように、認定農業者がどんどんできてくるというようなことになって、それから一步進んでいって金井さんが言うようにしていくのが最終目標かなというように思うんです。

既に、香川県の中でもあぜがのいてしもうてというのもたくさんあります。こんなにも研修とかあんなにいったらわかるんですけども、もう田んぼのあぜないでというような、1枚がそのかわり7反ぐらいあるわというような、そういうのは5反以上が1枚やというような、そんな田んぼなんか機械も大型化されて、全部ただし法人です、その場合は。そういうような状況なんです。宇多津の町の場合は、香川県が小さいながらも、その中でもまだもう一つ小さい宇多津町の面積なんですから、最終目標はそこまで、金井さんがおっしゃったとこまで持っていけないかと思うんですけども、非常に時間がかかる。

とりあえず、さっきから何回も言いますが、農業委員会でつくった農地中間管理機構の宇多津型を発足させたらなという思いなんです。そこから一つ一つ階段踏んで進んでいかんと、田んぼのあぜのけや、おまえここなんすどと言うて、そら法人がなかなかできんけ、前の宮本会長のときにも法人化の話を研修しようというようなことで、呼んでしようというような話もあったんですけども、結局はその話もできなかってあれしとんで。今の現状を言うたら、宇多津町では個人農業ですから、なかなかそこをベースに個人農業から脱却するという話も頭ん中へ入れておいて進んでいかんといかん。法人化もつくっていかん。農協とも農事組合とかそんなも、ほんま言うたらたまには話もせないかなみたいな思いもあるんですけど、法人化するんだったら。

ということで、これをとにかく今のところは……。

○大坂委員 この部分で、農地の集約支援事業とかというてやりようけど、今の宇多津町全体の農地を対象にするのか、この地区を対象にするかというんは、問題があるわけや。それは、ある程度選定はせないかんのではない。

○事務局 基本的には、今に関しては全域という形で行っております。まだそこまで具体的な話はないんやけど、基本的には全体を考えながらいかないと……。

○大坂委員 ある程度は取り組んでいくんなら、宇多津町のこの近辺の農場、農地の集積やるんであればここらあたりがええんでなかろうかと。それは坂下のほうへぼつんと1枚あるようなとこ、それも対象にするなら……。

○事務局 さっき言うたように、逆に言うたら川東で1地区、長縄手のところで1地区と

かで、津の郷、鍋谷で1地区とかという部分で、それを総合的な部分として見て考えないかんのかなど。

○大坂委員 宇多津町の地図の中でここはこういうふうにしていこうという地区を、ある程度限定したほうがええんでないか。

○事務局 はい。

○大坂委員 まず、場所から決めなんたら、こうやああや言うたって、どっち向いて行っていいやらわからん。それは、農業集団、組織化した分をつくらないかんと言うたって、今現況見たってそれができるはずがないやないか。そういうことは、1つずつ何かを決めていって……。

○宮本委員 モデル地区を1つつくって、それにどういうやり方……。

○大坂委員 若いもんがやりよるやつを持ってきて、おまえどんなんやと。ほんで、その地区の農家の人呼んで、もう農業やりたないがと。ほんたら、うちは町のどこへ貸して、ほんなら2万円くれるんかと。そういう話からしていかなんたら、もう万全ととこんと持ってきてこれをなんとてしたいんじゃと言うたって、それはなかなか前へ進まんし、これ読んだってそらなとどこですんやというて、宇多津町ですんはわかっとるけど。ほんで、そない言うたら今度よその地区から、農振から外れとるとこではこれは補助金どこでも構わん、出しよるがと言われるんも困るという。それであれば、ある程度地図の中でそういう地区、モデル地区、ほで全体ではある程度決めて、ほんたらそのモデル地区の中にこういった人間がおるけん取り組んでみんかという話、耕作者、それとその地区の農地を持つとる人を集めてこないかん。そっから具体的に話するとき初めて、宇多津町にもこういった支援事業の話があるんじゃと、つくっりよんじゃがと。ほんたら、それに対してやるなら貸してもお金が出るし、借りても出るぞと。ほいで、もう一つ気つけないかんのは、結局農振から外れとる関係もあるけど、ハウスをやったり農業機械の導入をやったり、そういうような分はどなんなるんや。

○事務局 基本的には、外れとつても今しております坂出・宇多津農業再生協議会のほうへ農業経営の申請を上げていただいて、認定された方に関してはその補助金がつくようなことで……。

○大坂委員 機械の導入もできる。

○事務局 そうです。

○大坂委員 ほったら、そこらあたりの導入の手引書みたいななんも要る。

○事務局 ただ、僕らが懸念しとんは、モデル地区というてつくと、そこに家が建てれんとかという部分が出てくるんです、実質。それを誰が指定するんやと。

○大坂委員 言うたら、それはモデル地区の5年計画とか、5年に1遍見直しし、ここへ大きな住宅ができたら、よほどあんなんするんにぐあい悪いわと。ほんなら、ここはこっただけ半分にせんかと。ほやけ、これはその地区の見直しというんは、ある程度はしていかなけんわと思う。前は一遍決めたけんずっとそれをやるんじゃというわけにもいかんと思う。それをしようとすんなら、ある程度こういった決め事をもう決めたら最後までやるんじゃというんじゃなしに、見直しはしていきよらなんだら無理じゃわ。今は、地区はほんなら5町ぐらいあるとこを1つのブロックとして考えとって、それは今の段階はそれで考えてよかったんやけど、5年たったときに5ヘクあったんが2ヘクになって1ヘクになりそうぞというたら、これは変えていかなけんと思う。ほやけ、余り初めからきちっと決めたもんを押し進めていたって、これはなかなかいかんと思う。今の現況からいうたら常に変わつとんじゃけん。ほやけ、こっちもそういった決まり事は何年かに1遍でも見直しをするという項目を入れとったらええんとちゃうか、モデル地区としてやるんであれば。

○事務局 そうなんですけど、それを指定を誰がするんやという話になったら、町長が指定せないかんのです。ほんなら、農振地域と一緒にような取り扱いをせないかんのですよね。そうなったときに、今まで農振がなかったところにおまえ家建てれんぞって言い出したら、今度しまいがつかないんです。

○宮本委員 それは絶対にだめですよ。言うたら悪いけど、個人持つとる所有権に制限をかけて、これを土地改良やったから10年間転用できんよという、そういう縛りは当然かけられませんから。

○事務局 だから、今言うたように、モデル地区と言いつつも、そういうとこを逆に町としては指定ができないんですよ。だから、全域というお話しか今んとこはできない。ただ、自分の中では、さっき言うたように、Aさんの機械とか家とかという部分で、川東で大体1地区に1人誰か入れてそこをしてもらおうと。なら、もう一人はB地区で長縄手のこら辺までを1地区と考えたらこれをしてもらおうと。あくまでどこにも何もなしで、指定をかけるんでなくて、C地区だったら小学校の今の番場線から向こうの11号線までの鴨田からこっち側きやというんでC地区とか、鍋谷、津の郷でD、Eっていう部分で、その近くで一生懸命農業をしよる人に持っていくとか、いろいろな考え方はあるんですけど、

その中でどうしていくのかと。

逆にもう一つは、今言ったようにD、Eになれば、今僕の中では農業しょうる人って稲田君しかおらのやけど、Dのところで稲田君やけど、稲田君は施設がメインなんで、田んぼをふやしておまえ田んぼしてくれと言うて持っていても、多分自分の蘭の仕事だけでも手いっぱい近いんですよ。ほんで、田んぼのほうは今お父さんが元気なから、ヨシヒロさんが稲を植えてくれているんですけど、それができんようになったときには持っていけないんですよ。何とか今でき出しとんが、大西君というのがおるんですけども、あれが今3段でやっじよるんで、多分あの子は今からするやろうから、だけ後継者ができよんです。こっちにしたら、鍋谷にしたらほとんど僕の中ではいるような状態がないと。長縄手の2つに割っても、長縄手でもそういう若い子はおるかというて話持っていくけど、実際のお名前挙げたらあれですけども、桑原さんとこの息子さんとかというんがおるんやけど、何人かおりますけど、何遍か田んぼ使うてくれんかというお話を持っていった。多分蛭子会長も知っとんですけど、いや、できんけんとかという話ですし。川東だったら、今キムラ君がおるんでとか、そういう部分の頭の中で大体若い子が入りながら、言ったらどういう部分に持っていったらいいかというんは交渉上はあるんですけども、今言われたように、モデル地区を集中的につくって、実質そこに網をかけていかないかんようになるということに関してはできかねるといふんが実情です。

あくまで卓上でなくて理想の部分では、初めは僕もこれを一時はつくじよったんで、町長にこの地区指定して、うちの課長とも話しとかな、ここの地区でしたくない人はその地区以外の人との交換とか、そういう部分も考えよったんやけど、そこまでになるんかっていうたら、実質宇多津町内の田んぼ持たれとる方に関しては、農地解放の絡みがあって、もともと小作の人に自分の田んぼとられたと、誰かに貸すんは嫌やという部分が根強いんです。今、若い子は多少変わってきたぎんあれでしょうけれども、そういうんが根強いから、逆に言うたら貸したがるんとか、知った人でなかったら貸さないとかというんが多いんです。そこにそういう組織をつくろうと僕らがした場合に、実質話に行つて貸してくれるかどうかという話になったら、これまた二の次なんですよ。だけ、足踏み状態ではあるんですけども、意欲のある会長とか谷川さんとか鎌田さんとかが今遊休農地にならんよとということ田んぼはしていただきよるんが実情でございます。池田さんのところのお父さんにしてもそうですし、実質はそういう状況なんです。これはもう何も隠すあれもないんですけど、頭の中での構想としてはそういう部分で、若い子がどこにおつてどこ

に持っていったら、自分の中でこう、こう。話ができるんだったら、農業委員会通してねと、貸し借りの部分を通してねというお話で。でも、手続きがややこしいや何じゃかんじゃ言われるから、そこら辺もあるんはあるんですけどね。

○谷川委員 今会長もおっしゃったんと、大坂さんが指定とかという意見も出たけど、これも先上りますけど、今の前町長のときから宇多津地区も緑地地帯をつくらんということ、10町歩ぐらいの。そんときに2つ候補が上がったんです。それが1番が稲田さんとこのハウスの横です。あそこを緑地地帯に持ってくる。それと、長縄手の今の町営住宅と本村のパチンコ屋から川越え、あのとこの10町、あれを2つを宇多津の緑地地帯に持っていくと。緑地地帯に持ってきたら宅地にも何にもできんから、20年なり30年にはね。ほやけん、それではいかんわと、緑地地帯というんは。ほんだら、どうするかというんで、そのときに緑地地帯は宇多津は外せと。ほんで、現地域を白地にしないと。ほいたら、家は建つということ、稲田さんとこのほうのあれを外したといいます。ほいたら、もうおたくのほうのところが一遍に宅地化してしもうたんや。

○事務局 それも、平成16年に、最近になってももとは調整区域があったんで、おいそれとは家は建てれなかった。それが16年の県の部分で、18年から調整区域がのいたということで今はもう何でも建つような。16年までは、ほんま農家の分家住宅とか倉庫までしか建たなかったというのが実情です。それがのいたことによってもう何でも建つようになったんで、今もう田んぼしとうないとか高齢でというんで、みんな売ったりして宅地化したり分譲住宅つくったりというのが実情です。ここ二、三年になってから、もう10年ぐらい前からぼんぼんぼん農転が出だしたというのは、そういう部分もあります。

ほんで、今実質の話すると、大東、東建、そこら辺の宅地業者がどこを走っじよるかというたら宇多津町はないです、はっきり言うたら。坂出とかあんなところは農振地域があるんで、ええとこであつてもいけないので、もう今宇多津が目のかたきみたい、僕んとも三人、四人来たから。

○谷川委員 今、宇多津と川津じゃ。

○事務局 川津ですかね。あそこは今もう……。

○谷川委員 川津地域は農振で外れちよるから。

○事務局 もう走り回じよるといふんが実情で、ほんだけんそれに乗った人はみんな売ったりして宅地化してるのが実情です。今、多分10月か11月には、8,000平米ぐら

いの宅地分譲が出てくる、大隅まで。

○谷川委員 出てくるの。今度また、そういう話も聞いとる。そういうような関係がありますきに、この町の要望書いうんで、私らのときこの4番目に集団農業とか地区共存、共生を行う場合というんで、一応3町以上の作業委託とかたんぼをするときに、機械の補助金が2分の1ぐらいは出してもらえんかというような要望書を町へ出したんです。いろいろな考えを出してね、していくには機械化も大型化していかんのはいかんけんというんで、宇多津が農振に入っていないから県へ申請してでも、もうその申請書は順番に上へ来るけど、まだ下へ下げられる。そらどうしてかと言うたら、仮に私が来るというたら農業委員認定農業者でないから。みなさんは、農業認定者やったら受け付けてはくれるけど、普通の我々が出したら、農振に入っとらんけんが一番に宇多津は外される。私も二遍か三遍出したんです、機械のを。何ぼか補助がでんかと言うたけども、そらできなんなど。ほんで、新しい谷川俊博町長に要望書を出して、何とか宇多津型の農業というんでふんでくれんかというんでいたけど、悪いのは農業委員会からこれが受けられなんだんで、定員も減って、新しい農業委員会になったけど、今委員長がおっしゃるように、前回のこれで町へ要望書もいろいろ出して、できるだけ転換しよる方向性に持っていけないかな。現状で指定というんでなしに、する人が、作り手がおるんやったら、その人がどんどんと貸し借りでつくっていけるような、簡単と言うたら失礼に当たるけど、そういう方向性にしてあげるほうがええんでないかと思う。ほんだけ、丸ごと宇多津町とかこの農業委員会が窓口ならないかんやないかというんは、これは私の考えなんです。そこら辺で協議していただいたらと思います。

○大坂委員 ほんな、この要望書は一応出しただけになる。

○谷川委員 出したけど、回答は今んとこなし。

○蛭子会長 なし。ゼロ回答やな。

○宮本委員 この要望書も出されとんですか。

○蛭子会長 それはもう10年ぐらい前に出しとる。

○谷川委員 出しとります。

○宮本委員 ごめんなさい。私今回初めてで。これに日時が入ってないから、。

○蛭子会長 これ10年ぐらい前に出して。

○蛭子会長 返ってきとる。ほんじゃけ、3遍か4遍かぐらいは返ってきとるんよ。直接町長と口頭で話をして。

○大坂委員 どういう回答や。

○事務局 回答ですか。

○蛭子会長 ほんで、この2番目のとこだけは、今具体的に進んでると思います。

○宮本委員 課長と雑談したときに、地籍調査やられてますから、なるほど。

○蛭子会長 地籍調査は、具体的にもう10年ぐらい前から出しとる。これは、谷川実町長のときには私の名前で出しとんです。同じもんです。ほんで、会長もかわって、町長もかわったんで、こういうな格好になっとるんです。

○宮本委員 今の現状は、ほぼ無回答に近い状態ですよということですか。

○蛭子会長 うん。ほやけ、農道整備と水路の改修、1番の、これについては本当に微々たるもんやけど何メートルか何十メートルか、福田のほうは知っとるかわからんけど、できるとしとる。ことし長縄手もあれするやういうよったけんのう、それは。そんな感じで微々たるもんで。

○谷川委員 だけ、1番の農道整備というんは、大体大方90%できたの、これは。地籍調査は今行いよると。ほやけ、この農業用水道とか公共以外の・・・というんも……。

○蛭子会長 新たに出すんだと、これはまた名前も変えないかんけども、これけさないかん地籍調査やのしよるけ、しまいまで行ってしまうと思うき。

○宮本委員 進行中ですね。

○蛭子会長 進行中。鴨田川はなかなか進展。鴨田川も今しよんはしよんですけども。3番目の公道以外の賠償もなど、これは入り口とか2番目とか中間とか最後とかで、回答書をもらうんやけど。ほやけ、これはもう今度出しといて、名前変えたら。私の名前にして、ここを文章直して。

○宮本委員 この有効性に対してはもうそういう議論で、次もう出しようよということでもいいですよ。

○蛭子会長 若干直さないけん。

○宮本委員 当然、会長の名前からあれ全部ね。そういうのはね。

○蛭子会長 新たにつけ加えるもんもあれば、ここで議論をして新たにつけ加えていただいたら。

○蛭子会長 じゃけん、ここで時間と日にちが合えば、町長呼んで直接答えももらうこともできる。ただ、町長も忙しいき、なかなかというわけにもいかん。

○事務局 今お渡ししたのは、一応26年に出した分に対して、これは私のほうが日付は

入ってないですけどもデータとしてはお持ちしてる部分で、こういう返事を返してるというのが赤書きしている部分でございます。

○蛭子会長 ほやけ、ほとんど前へ進んどらんね。

○宮本委員 検討したいというんは、今から始めようかなと。検討中というんは考えよんじゃから。

○谷川委員 検討中というて、事実上は地籍調査はしよるけんな。

○蛭子会長 地籍調査だけはもう順次進んでおります。まだほやけど五、六年かかるんかの、しまいまで行ったら。

○事務局 五、六年じゃ済まん。

○蛭子会長 済まんのか。

○事務局 今がこの百十四の筋から向こうへ、西へことしやりじよるけん、宇夫階ぐらいまでやるのかな。多分来年ぐらいは、山下、本町ぐらいへ入っていくんかなと思いますけど。

○蛭子会長 もう街のほうへ。

○事務局 もう先、街へ。

○蛭子会長 山下へ行くんか。

○事務局 状況的には、多分今年度したら今の予定は山下、本町、浦町関係になるかなって思ってる、担当と話してそれで行こうかなって。筆数は、どうしても1人なんで筆数が多いのと、宇多津町内も相当量切ったりあんなんしとる、切り張りがひどいんで、もめまわるりよる部分がよっけある。田んぼとかはここでこれやきと言うてすっと決まるんやけど、道路の拡幅とか個人でのここちよこつと残つとる部分を切って売ったりとか買ったりとかという、境界はここやの、こっちやとかって、1人頭、もめなんだとしても1時間前後は、道路に面しとったら3方は隣と境界せないかんとか、変にしたら4方境界せないかんとかいろいろあるんで、それぐらいの時間をかけていくんで、それに図面をつくってという話なんで、今回で1,000ぐらいの筆数で行かないといけません。

○大坂委員 どっちにしても、1つずつのテーマを挙げて一続きの議論をせんだら、こんなにぐちゃぐちゃ言ってみたって、なかなか前向いて行かん。

○蛭子会長 そらいかん。

○大坂委員 それからいくと、ずっとやったって行かん。

○宮本委員 会長、どういうスケジュールを、極端に言うたらことしじゅうにやるとか、

どういふスケジュールを考へて……。

○蛭子会長 スケジュール、私の頭ん中へ描いとんは、12月議会で提出したいと。

○宮本委員 12月議会で提出するんですか。

○蛭子会長 先それまでに、ここへ出さないかんの、役場のほうへ。ほんじゃき、予算もつけてもらわないかんき。ほんだら、執行部のほうは、町長のほうが予算つけてくれるんか、町長のほうというんか金井さんのほうがその担当課のほうか、それ出してこれを出してね。それということは、来月にはもう2度目、打ち上げせないかんの、来月の末ぐらいには。

○宮本委員 10月20日の農業委員会でこれ全部……。

○蛭子会長 10月の農業委員会で打ち上げて、もうその日に出すのか、みんなで提出するのか、私と吉井さんぐらいで持っていくのかな。

○宮本委員 だから、来月の農業委員会中までに議論を終えんだらいかんよということですか。

○大坂委員 それは、この補助金交付要領の中身を検討せえということやろ。

○蛭子会長 これはできるのかできんのかというて、農地中間管理機構ができるんかという、個人農業型ではできるんかどうかという。ほやけ、最初言ようたのは夢みたいな話やけど、夢にしたらいかんのやけども、網をかけて集団営農化して大きな田んぼにして、そこまでは考へておらん。とりあえず、個人農業でもう私たんぼしとないけど誰かしてくれる人おらんかいのというんで探しよる人を、今度は役場が広報みたいなん出したら、役場へ言うてきたら、ほんなら誰かに役場のほうから世話して、この人に・・・、その話やな。

○大坂委員 それをする前に、その要領をきちんと検討したいということ。

○蛭子会長 検討じゃない。出すんよ。

○大坂委員 出すんやけん、出す前にこれがええかどうかの検討をして、具体的に進めることはその後の話やろ。

○蛭子会長 具体的には出してからの話。後は、ほんじゃき役場のほうが、ここはちょっといかんぞと。この文章は悪いとか、この数字が悪いとか、ここはええとか、全部ええとか、全部悪いとか、何か返事を回答をもらわないかん、こっちは。

○事務局 私の中は大体打ち込んだんでわかっておるんですけども、多分期間がイの一番にひっかかってくるであろうというのと、県、国に関しては農地1回につき1回のみ。じ

やき、2回目とか3回目はございません。今のこれに関しては、読み方によれば、期間が終わればそのまた次もらえるというような読み方になっているのは事実でございます。そこら辺の解消の仕方等々あるし、今農地中間管理機構であってでも最低6年です。農振地域です。これをするに当たっては、私のほうからの提案としては、最低でも農振地域で6年で、農振がないところで3年というのは絶対あり得ない。多分うちとしては、そこら辺を町長なりが言ってくる可能性は強いと思います。ほかのところは、農振以外のところは一切補助がないんですから、それと同じような取り扱いをした上でそのお金を出すというのであれば、最低でも6年以上の年数を重ねないと多分無理であろうと。今中身を僕が打つとるから知つとる話でございます。それは前にも何遍か僕お話多分したことが、前回の農業委員会でもお話をしたんですけど、いや、もうええわっていか途中で農業委員会の事務局は出てくれということなので出て、最終議論、これ打つてくれというんでただ打つただけで、私も打ちながら読んどるんで、内容的なもんはある程度知ってるというのが実情でございます。

○蛭子会長 町長のほうも、これ出しとるき知つとるんやけども、具体的な宙に浮いたままで回答はないん、町長のほうから。町長のほうがオーケーだったら、議会にもかけて予算も取らないかんのやけど、それもないから、もう一遍農業委員会ここで節目交代しましたんでやり直して、やり直すかこのままか、一部きょう朝やり直したとこあるわな、文章。ほやけ、この全体として、金井さんが言ようた数字も含めてどうするんかというんも、できたら私はきょう上げたかった。ほやけど、今きょうと言うたら無理やけに、来月には上げて、ほんで1カ月間は検討していただきたい。ほんで、12月までには答えをいただきたい。ほんで、4月から発足させたい、私の頭の中はね。4月で発足さすのは、もう12月議会に上げないかん、そういう話になるで思うとるんです。とりあえず、これは個人型やから。認定農業者とか法人とか、そんなん抜きの個人型。だけん、数字。字句は一部だけ訂正するということが決まったんやけど、数字とかも含めて検討して、あとは理事者側がどう判断してくれるかというふうに……。

○谷川委員 ほじゃけ、事務局の金井さんがおっしゃったように、その分の貸し借りを入れるというんは、これはこの中に入れてないやろ。

○大坂委員 入つとるで。

○谷川委員 どこで。

○大坂委員 入つとる。これ、14条に3年というて。

○谷川委員 わかった。3年とするというんがあるんか。これは、最低4年というんはめんどいんかん。

○事務局 だけん、僕が思うんは、農振地域で6年ですよ。逆に言えば、農振地域は制限かかってるんです、何も建てれないっていう部分で6年して、それで個人で貸して借りてで2万円しか出しちよらんのにという話になれば、それよりもっとやわらかいところに2万円ずつ出す、それは多分えらいと思います。逆に言えば、農振でないところ、ほかの市、町の農振でないところは一切出ないんですから。さっきも一番最初に言うたように、ある程度これをつくることによって、うちが見本になってほかのところがわいわい言うたときに、そういうところ、ほかの市、町の農振になってないところ、ほなおまえ農振のところ、わしらのところ、今度反発が出るんですよね。そういう部分も含めた上でのお話です。最低でも農振部分というのはクリアしておかないと、2万円出す価値っていう部分でいくと、クエスチョンかなというふうに僕は思います。初めはうち、これはここだけの話ですけど、松井課長とお話しようたときには8年ぐらいかのというお話はしよったです、ちょっと重目でね。何もないところにお金を出すんですから、農振地域で6年という部分だったら、農振でないところは8年ぐらいかのっていう。これは表にも出てない、今皆さんにお話はするけれど、これはあくまで僕と課長とのそれを答案を町長からもらって見たときの部分で、おまえ農振地域って何年かのというて、いや6年ですよっていうお話で。

○宮本委員 少なくともこれ、立地条件等考えて6年以上とすると入れるのが最低の、6年以上とするというな文章に変えないと、最低でもクリアできないよということと言われないと。

○蛭子会長 そういう今金井さんが説明したようなんが、前回の農業委員会のときにあったらよかったんやけど、なかったから。

○事務局 僕言うたで。その後すぐに事務局は出てくれっていう話でもめて事務局は出たから、そこでその後はもうどやん話したんか僕は知らない。

○蛭子会長 話し合いがあったんか。

○事務局 それは前のときに。

○谷川委員 事務局がおっしゃると町の分は話をわかるに、我々この3人は。ほやけ、宇多津の財政が豊かなけ、宇多津は地形的に発展するんにや今いうおっしゃるとおり、どどんたって宇多津はもうすぐ宅地になっていきよる。ほんだから、6年というたら長いやと。ほたら、半分にせえと言うたんよ。3年、3年やったら、もう3年間田んぼした

ら、おまえもう3年間田んぼで辛抱せえと、4年目には宅地にせえとかというて話ができるでしょ。我々はそのときにそういう考えを持ってる。地形的に、ほいで財政も豊かやけん。

○宮本委員 現状もね。

○谷川委員 それで、宇多津抱えて、宇多津がよその市町村からうらやまれるような町にしたらどうやというんが、私古い農業委員会の考えやったんや。ほやけん私は3年というこの言葉を出したんです、年数は。

○宮本委員 例えば、原則6年以上という文章に変えることもできるわけですか。

○谷川委員 そらできる。そやけ、6年は長いけん、私としては4年ぐらいでどうやろうかの、そういうなんを協議をさせていただいて。

○蛭子会長 ほやけ、新たに出すきに、これを数字とか字句もそうやけど、変えるんは今は何ぼでも変わる。

○谷川委員 変えられる。

○宮本委員 ただ、今回初めてこれを読んでええという話、過去の経緯の積み重ねが当然集まっとるわけですよ。町は町の意向を持っとるように、事務局さんはそういうようなろんな意見を聞いておるよ。やっぱり、これみんなで議論してやってつくり上げるのであれば、僕が会長にスケジュールはどうなんですかと言うて、結構タイトなスケジュールじゃないのかなと個人的には思います。私とかの意見が入ったところで、いや、宮本君、こういうふうに前があるからというのものもあるよという話で、これを1番ずつ詰めていくのは非常に厳しいなと思うんですけど、さあやるとすると極端に言うたら半日がかりぐらい以上かかるかもわかりませんが、どうなんですかね。いつもの、例えば今度10月20日に集まってわずか1時間とか2時間で仕上げようと思ったら、これは難しいのかなというふうに思うんですけど、どうします。大坂さん、どう思います。それまで皆さんで熟読させていただいて、私ら教えていただきながら、あんなんしてその場で決めていくという形にはなろうかと、個人的にはそういうふうになろうかとは思ってますけど。

○蛭子会長 これは私の頭だけの話じゃったけん、4月から発足したいというのは。来年の今から半年後に、5カ月あるからともに発足したい。それには、12月議会は通さないかんやろというな思いがある、逆算でいったら。そしたら、10月には打ち上げなんだから間に合わんという。そなん大丈夫、4月にこだわらんがと、時間かけてしたらええがというんやったら、そらもうずるずると延ばして何遍なしにしても構んのやけどな。こ

れやって2年かかってつくったもんだから。

○宮本委員 だから、いろいろあったですよ。それなりに皆さんの知恵を出してこういう文章にしたん……。

○蛭子会長 それなりに、私が思うには2年かかって15人でつくったもんやから、今半分になったんだけど、これをそれなりに期間のとこだけ修正して、若干修正するところは修正して出したらどうかなと私の思い。

○宮本委員 わかりました。

○蛭子会長 今、田んぼどなんなつとんかというたら、農地の地主さんで田んぼしてない方が宇多津町内でもたくさんおる。ほんで、私とか谷川さんとか池田さんとかへ田んぼしてくれんかというて、個人で対応できて、ほんな個人で話をして、よっしゃほんなしてあげろとかせんとかというて話しょうるね。ほんで、誰かがほかに田んぼしてくれる人おらんやろか、さっきまで田んぼ貸してくれる人おらんやろかというんが最近うち来ました、若い人で。そん中でも最近1件だけやけど、田んぼ貸してくれる人おらんやろかというきたんがある。そんな話で、個人個人の話でなしに、それを町で全体で乗せてしたらええんでないかという話から、それと国が4年前からスタートしとる。宇多津町だけがおくれとる。もう4年もおくれとるんで、私も急いどるんや。ほんまは国と一緒に同時スタートしたら一番よかつたんではないかと思うけども、国や県がもうスタートできとるんで、宇多津がおくれとるんで、今金井さんの言われた数字のところとか、3年か6年か8年かというんは別に。それと金額がええのかどうか、国と合わせとる金額でええのかどうかというなんも含めて議論をしたら、来月には打ち上がるんでないかに私は簡単に思うとった。大幅にやり直しやというようなことにはならんというに思うとったけん、2年かかってしとるもんやから。

どうやろ、谷川さん、日程的には。

○谷川委員 いやいや、そら今会長がおっしゃるように、私も年数は今事務局がおっしゃるように、前は3年と言うとんが、これは6年か8年かというんはええけど、今もう県がしよる農振の貸し借りとか中間管理機構、これを県並みのしよるとおりに宇多津町もしてやるという、そういう答えを出していただきたい。中身はどういうようになるか、そらわからんけど、そら事務局がおっしゃる3年というと、そのままあんたら言うんもとらんも確かに短い期間で、我々がいるほうをしても無理やというてもおかしくはないけど。ほんだけども、私のほうとしては、今宇多津は地形的にええきに、6年間どうして

も田んぼで縛るより半分でやったら、3年田んぼして4年目に宅地なら宅地にしたらええがと言えるような、これも一つのあれと違うかいなと思う。そらもう、財政が宇多津ではぴりぴり言ようというのには無理はできんけど、今んとこ聞きよったらえらい新都市からもええ収入が上がるように聞けん、そんな面で3年というんは、事務局さんも知つとるとおり、皆さんにもそういう意味で3年という年数を出したというわけなんです。

○蛭子会長 答えが今、さっき金井さんのほうが6年やと言うんやったら、それやったら3年で行くんだったら、例えばこの2万円を1万円にするがと、それでどうやるかという話もするんだったらまた別やけど、今はもうそれもないきに、3年に……。

○谷川委員 3年で2万円よりか、3年で1万円、極端もう3年、3年というたら6年で2万円というたら県の方針と一緒にうまくいくんですよ。

○事務局 さっき言うたように、2遍とは出ないんで。

○蛭子会長 そこはポイントやな。

○事務局 だから、それも議論の中でせないと、県、国に関してはもう1遍出したとこに関しては1遍しか出ないと。だから、さっきも言うたように、この文章を読むと、3年済んだ、また借りたというたらまた出るっていうような認識の文章ですから、そこやってどうするのかとか……。

○大坂委員 経営転換協力金というんは……。

○事務局 だけ、丸ごと全部、自分の持つとる田んぼを全部やった場合。

○谷川委員 8反持つとるんが8反は・・・、全部任すと言うたときにこれが出るということ。

○蛭子会長 ほやから、もう全部谷川さんに任すからと。

○大坂委員 5反超えて2町までやったら50万円、ほんでしたもふえる。集積補助金貸して。

○谷川委員 そらもう一つしか出んの、それは。3つともは全部出らんで。

○蛭子会長 さあ、ほんどうしますか。これ、もっと時間が要るんやったら……。

○大坂委員 町自体がこういう事業に取り組んでいきたいんかどうか。

○蛭子会長 行きたいと言うたで。

○大坂委員 行きたいと言うた。ほんだら……。

○蛭子会長 宇多津型でやる、農地中間管理機構で。

○大坂委員 取り組みたいんであれば、言うたらこれをたたき台にして協議していかんか

という話したらええんとちゃう。

○蛭子会長 一番簡単なのは、国が出しとる、県が出しとるやつ、そのまま丸写しで出したら一番簡単なんやけど。

○事務局 これ、はっきり言うて、県の間管理機構のほとんど丸写しなんです。それを宇多津町という部分で名前を変えてるだけなので、ある程度は今の農地中間管理機構の実施、支援、集積の要綱をそのまま、実際初めは僕がつくっしょったんで、その中でのたたき台というふうに僕は思ってたんで、こういうんでどうですかっていうんで会長と当初話しよったんが、さっきも言うたように、途中からこれが本線になってしまってる部分でございます、はっきり言うて。

○蛭子会長 6割方一緒や。数字は変わっとるな。大きく変わったのは金井さんが説明する6と3から下が大きく変わっとるんやけど、ここの……。

○事務局 この下にはまだずっとあったけど、それはもう宇多津町には関係ないということで全部私が飛ばしてる部分で、初めの案件は私のほうでつくっしょった案件でございませう。

○大坂委員 後ろの日付はのけとかないかんわの。

○谷川委員 日付のほうは、それは別に新しい日付をとっとと変えていかないかん。

○大坂委員 それで、町長とこういった内容で、これから協議を練り合わせていくという話でええんと違う。町は町の考えがあるし、耕作者は耕作者の考えもあるし、そこらあたりで一緒に協議したほうが早いで。こっちだけ考えてからええや悪いやと言うたって。

○宮本委員 金井さんは、そんなスケジュールでいいんですか。例えば、極端な話、これを皆さんでもう異議なしとこれできょう決めますよ。それで、今大坂さんが言うたように、町のほうと協議をしながらやっていって、それで12月の会長が言われる予算化というスケジュールに乗るんですか、町の。

○事務局 多分無理でしょ。

○宮本委員 無理ですね、多分。私、そう思います。

○事務局 多分無理です。そんな簡単にはい、そうですか、ほんならもらいました、それをそのことっていう、さっきも言うたように、うちの案としても、今言うたように、善通寺行ったり、綾川行ったりしての機構並みの独自の事業をやじょうるとこの話を町長からは聞きに行けという指示を受けておりますので、今聞きに行ってる部分ですから、これにするのと合致さすためにはどういうふうにしなればいけないのかというお話を、そんな

1カ月そこそこでまとめれる当てもございません。

○宮本委員 僕はそう思う。

○蛭子会長 わしもそう思う。ほやけん、わしが言うんは、どこがいかんきん、ここをこないせんかというものを出示してくれたら、今言う具体的には3年がいかんきん6年というような話が出たけど、ここの文章はここがいかんというに出てきたらこちらもまた修正できるわけや。

○事務局 だけん、そこにはほんだきに、うちの案的な中間管理機構的な独自機構っていう案も町長の中にはあるから、僕らに善通寺に行ったり、綾川がそういう公社みたいなものをやじよるから……。

○大坂委員 調べたことを調査したらいいんや。

○事務局 それはほだけど、組み合わせもしないといけないので、文章的には私は持っているんで、この文は。今善通寺は、この前うちの課長、それからうちの福田、私で、どういう運営の仕方をしてるのかというお話で、聞きには行ってます。ただ、綾川町に関してはまだ行けてないので、もう議会が済んだんで。

○蛭子会長 それと、そういう話が煮詰まってくるんだったら、私たち農業委員会としても向こうへ研修に行ってもええわけや。善通寺でも綾川でも構わんのや。どなんなとんやという話を行ってでも別に構わん。

○大坂委員 それは、行つとんやったら町に教えてもろうていいんじゃない。わざわざ行ってから、あえて手広げてよそのほうまで行って宇多津町何ができよんやというようなことせんでも、金井君が行ったり課長が行って聞いてくれるんやけ、その分を……。

○事務局 今、善通寺は、その中で公社と中間管理機構の人が一体化となって農振以外のところもたまに来るじゃないですか、こっちに。来たら別のとこへ公社のほうへ振って、逆に公社に来て農振地域だったらこっちへ振ってとかというんで、別の職員がおるのでそういう対応を調整しながら、ほんなら農振除外のところに関してはこっちに、地元でもともおる人は、これだったらこの人に近くで貸したらっていう話ができるので、中で調整して話持って行ってというふうなやり方をしてるようです。ほんで、その借り手がない分に関しては、年2回公社の部分がシルバーに委託して草刈りしてもらったりということで遊休農地にしないようにっていうことで管理はしてるみたいです。

○蛭子会長 公社が費用を払うん、草刈り賃は。

○事務局 その分費用もらいよんで、地権者からね。何ぼか金額まではあれで、たしか何

か文書はもらってたんで、何ぼかもらってるはずですよ。そうしないと運営ができないので。綾川はそれよりも一つ上行ってるみたいですよ。今のここの農協さんみたいに、支援グループみたいなんをつくって田んぼを耕す。そこは草刈りですけど、トラクターも常備してオペレーター雇って、耕うんしてもらったりというんでやってみよう、借り手がつくまで。

○蛭子会長 農協もしとるわな。

○大坂委員 農協のあれがある。

○事務局 ほんだから、そういうんを綾川のを聞いたら、うちも逆言うたら公社なりになるんであれば、あくまで想定外の話になるかもわかりませんが、農協さんの支援グループのメンバーを逆にその公社の中へ入れ込んで、公社で誰か1人トップつくってとかという話もできんことはない。ほんなら、農具、機具も公社に買わせて、農協さんからの支援する分をそっちに振ったらある程度運営もできるし、また支店長もしょっちゅう出ているからそういう部分もあるし、それは話どやなるかわかりませんがそういうんもしてる、方法としては、話持っていくのに。今ここでしよんが阿野さんや末包さんや皆さん、多分ここで支援のグループで農協さんの手伝いしてるはずなんで、そういうメンバー、農協さんと話ししてそういうグループをもし宇多津町がそういう機構並みの部分の公社をつくるんであれば、そこでトラクター、こっちのオペレーターして農協へ全部、それは受けるんは農協さんに受けてもらったりして、これ来とるでっていうそういうやりとりをして支援していくとかという方法もあると。農協は綾川はそういう分をしよるらしいですよ。それも全部は雲の上なんで、まだ話聞きに行っていないんで、何とて善通寺よりは大き目でやっじよるらしいんで、そういう話もあるということです。

○蛭子会長 時間かけてやるんだったら、そんな話も勉強してもええんよ、私たちのほうも。来てもらってもええ。来てくれるんやったら、ここへ来てもらって話してもらってもええし、私たちが行っても構わんし、それはアポはとれると思う。ほんだき、どっちにしても3月無理やった、来年の4月は無理やったら、時間かけてやるようにしよう。

○事務局 一遍どっちにしても皆さんに熟読していただいて、個々の思いがあると思うんで。前任者14名様の方でつくり上げた部分です。今はもう皆さんが主導権を持っておるので、その中でそれを見ながら、ここは俺としてはっていうんであれば、それを会長に意見として出していただいて、それ直す、直さんの話を来月させていただいたらよろしいと思う。

○蛭子会長 きょうは、吉井さん、もうそれでええかな。きょうはもうこれ以上しても。

○宮本委員 会長、そしたら、来月の農業委員会で皆さんが事前検討していただいて、皆さんの意見を持ち寄って、そのときに私個人的な意見としては、金井さんのほうからの当然助言なりこういうあれがありますよという意見を集約して、来月の農業委員会で決定すると。そうすると、12月の議会に何とか間に合わすような方向にも向けていけるよと。その次に、紆余曲折は多分何か出ると思うんで、それはまた会長なりの話で皆さん集まって修正するなら修正するし、そういう対応・・・。

事務局 それと、議論の話があるので、逆に言うたらいつも9時半ですけども9時ぐらいのスタート、30分早うしてということも可能なので、来月それにするんであれば、ここで来月は9時スタートということで決めていただくかなと思いますけども。

○蛭子会長 それと、金井さんのほうお願いしたいんは、今言う善通寺やら綾川の文書があるんやったら、ここへコピーをもろてきてもろうて、みんなに配っていただいたら参考にもなると思う。

○事務局 善通寺はもろうてきとるの、パンフレット。綾川はほんだけまだ行けてないんで、早目に行くようにします。

○蛭子会長 コピーもろうてきて。参考にしませんから。

○宮本委員 それも要るようですね。

○蛭子会長 善通寺もろうてきたんだったら、今もう一つの宿題で読んどってくれというて配っとってもええ。

○事務局 今、探さないかん。

○蛭子会長 ほんな、もう来月でええな。

○宮本委員 つき合わせながらやっていたら。

○蛭子会長 ほんな、来月、9時にします。

○宮本委員 補助はしょうらんの。

○事務局 公社は補助はしょうらん。補助はしょうらんけん、内容はもう合致せん。

○吉井委員 耕作放棄地の勧告はしよる。

○事務局 勧告はします。利用状況調査でしよ。

○吉井委員 いやいや、草生えとったら刈れとかそんなん。

○事務局 地元から来た苦情に関しての草刈りとかあんなんは、文書は出してます。

○吉井委員 定期的に出しよる文じゃないの。

○事務局 定期的ではないです。その都度皆さんから情報をいただいて、現地確認行って、草が生えて虫がようけ飛ぶでどうにかしてっていうお話がうちに来た場合に関して、現地を見に行っ、文書で農業委員会会長名で、草刈りをしてくれというようなことで、文書をその都度出しております。

○吉井委員 地元のほうはがいに伸びてないんも、連絡してもらいよんよ。ようけのびとるんもあるけんの。

○事務局 それ、言うてくれたら、現地へ見に行っ文書出すようにします。

○蛭子会長 ただ、文書出すやろ、会長名で。それで草刈ってくれたらええんやけど、中には県外のほうでおってそなんぞ知らんぞという人もおるじゃろ、中に。

○事務局 おります。だけど、そこまでの権限ないですから、文書の忠告ぐらいまでのあれしかないの。

○宮本委員 だから、罰則規定も当然ないし、いわゆる強制力がないから、それは良心に性善説でやってくださいと。

○蛭子会長 草刈ってくれませんかとお願ひするだけの話で。

○事務局 そうです。

○蛭子会長 そら、費用でも役場が出してくれるんやったら刈ってくれたらええがというよな。費用自分で出さないかんきな、自己負担やきに。

○宮本委員 空き家対策と一緒に、全く。

○事務局 そういう部分、連絡いただいたら現地は今言うたように見に行っ写真撮っ、それで文書を会長名で出します。

○蛭子会長 そしたら、きょうの話はそういうところで。

そのほかに何かありませんか。来月引き続いてもう一遍話を9時から農業委員会する。大丈夫、これ。20日でええの。

○事務局 はい。金曜日です。

○蛭子会長 ほかには、その他で。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 なかったら終わりますけど。

そしたら、お疲れさまでございました。終わります。

午前11時07分 閉会